

(趣旨)

第1条 この規程は、能美市水道事業給水条例(平成17年能美市条例第153号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 条例第5条第1項の規定により給水装置を新設、改造又は撤去しようとする者は、工事に着手しようとする日の14日前までに給水装置工事申込書(様式第1号)及び条例第7条第2項の規定により設計審査を受けるため設計審査に係る申請書(様式第2号)に設計図を添えて、能美市公営企業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第3条 条例第5条第2項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。
- (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。
- 2 前項の規定による届出は、利害関係人同意書(様式第3号)によるものとする。
- 3 工事の申込みにおいて民法(明治29年法律第89号)第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、第1項第1号(他人の土地内に又はこれを通過して給水装置を設置するときに限る。)、第2号及び前項の規定は、適用しない。
- 4 前項の場合において、申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(指定の申請)

第4条 条例第7条第1項の指定を受けようとする者は、水道法(昭和32年法律第177号)第25条の2第2項に定める申請書を、指定を受けようとする日の7日前までに管理者に提出しなければならない。

(給水装置工事の完成届)

第5条 条例第7条第2項の規定により、指定給水装置工事事業者は、第2条の工事完成後速やかに給水装置工事完成届(様式第5号)を管理者に提出して、工事完成検査を受けなければならない。

(給水契約の申込み)

第6条 条例第13条の規定により水道を使用しようとする者は、給水契約申込書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(給水装置の所有者の代理人届)

第7条 条例第14条の規定により給水装置の所有者に代理人を置く場合は、給水装置代理人届(様式第7号)による。
(管理人届)

第8条 条例第15条の規定により管理人を選定する場合は、給水装置管理人届(様式第8号)による。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第8条第2項に規定する工法、工期、その他工事上の指定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。
- (2) 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(水道メーターの設置)

第10条 条例第16条第2項の規定により、設置した後、メーターの位置が所有者の理由によって変更する場合若しくはその他の理由によりメーターの点検に障害があると管理者が認めたときは、位置変更に必要な費用は、給水装置所有者の負担とする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第11条 条例第17条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類による。

- (1) 水道の使用を中止し、又は開始するときの届出 水道使用開始・中止届(様式第9号)
- (2) 演習に消火栓を使用するときの届出 消火栓使用届(様式第10号)
- (3) 水道の利用者に変更があったときの届出 水道利用者変更届(様式第11号)
- (4) 給水装置の所有者に変更があったときの届出 給水装置所有者変更届(様式第12号)
- (5) 代理人に変更があったときの届出 給水装置代理人変更届(様式第7号)
- (6) 管理人に変更があったときの届出 給水装置管理人変更届(様式第8号)

(料金の算定)

第12条 条例第22条の料金は、前回の検針定例日から当月の検針定例日までを2月とし算定し、調定日の属する月分及びその翌月分として徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、検針定例日を変更し、又は定例日以

外に検針を行うことができる。

(共同住宅等の料金算定)

第13条 条例第20条第1項に規定する場合のほか、分譲マンション及び賃貸住宅等(以下「共同住宅等」という。)に共同メーター(以下「親メーター」という。)を設置した場合の料金の徴収については、次の各号のいずれかとする。

- (1) 共同住宅等の水道の親メーターの水量に応じた料金を共同住宅等の所有者から徴収する。
- (2) 共同住宅等の各居住者の子メーターを個別的に点検し、各居住者から料金を徴収するとともに、各子メーターの水量の合計と親メーターの水量との差に応じた料金を共同住宅等の所有者から徴収する。
- (3) 前2号の共同住宅等の所有者及び各居住者の料金の算定は、条例第21条、第22条、第23条及び第24条の規定を適用する。

2 前項第2号の場合は、共同住宅等の所有者からの要望があった場合で、次に掲げる条件を満たす共同住宅等に適用するものとし、契約によって、便宜的措置をとることとし、原則、前項第1号により料金を徴収するものとする。

- (1) 受水槽設備を有する3階以上の建築物であること。
- (2) 戸数又は室数が20以上であること。
- (3) 各戸又は各室に設置されるメーターは、原則として集中検針方式(集中検針盤)による遠隔指示式メーターであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項(使用水量の認定基準等)

第14条 条例第23条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターの異常又はその他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量を考慮して認定し、これにより難しいときは見積量による。

(料金等の軽減又は免除の申請)

第15条 条例第29条の規定により料金、手数料等の軽減又は免除を受けようとする場合は、水道料金等減免申請書(様式第13号)による。

2 前項の規定により申請をし、水道料金等減免決定通知書(様式第14号)によって水道料金等の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては直ちにその旨を申告しなければならない。

(給水停止等の告知)

第16条 条例第32条及び第33条の規定により給水停止又は給水装置の切り離しをしようとするときは、水道使用者等に告知書(様式第15号)を交付するものとする。

2 前項の告知書が交付不能のときは、市役所掲示板に公告することによって効力が生ずるものとする。

(身分証明書)

第17条 水道法第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、能美市土木部職員証(様式第16号)による。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第18条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の根上町水道事業給水条例施行規則(平成10年根上町規則第1号)、寺井町水道事業給水条例施行規則(平成9年寺井町規則第13号)又は辰口町水道事業給水条例施行規則(平成10年辰口町規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月27日企管規程第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日企管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日企管規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日企管規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日企管規程第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日企管規程第2号)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年3月31日企管規程第1号)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(条例第5条関係)(第2条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

給水装置工事申込書

申 込 者	(〒 ー) (TEL ー)	
	住所	フリガナ 氏名
所 有 者	住所	氏名
設 置 場 所	能美市	番
工 事 種 別	☐ 新 設 ☐ 改 造 ☐ 撤 去 ☐ 屋内のみ	
用 途 種 別	☐ 一 般 ☐ 営 業 ☐ 官公署 ☐ 事務所 ☐ その他()	
建物の規模	☐ 木造 階 ☐ 鉄筋 階 ☐ 鉄骨 階 ・受水槽有効容量 無・有(m ³)	
使 用 者 (料金支払者)	氏名	量水器口径 mm・(個) 量水器筐形状 ☐ 地下型 ☐ 地上型
給 水 装 置 工 事 施 工 業 者		
公道 施工	登録番号第 号 指定事業者名	登録番号第 号 指定事業者名

上下水道課記入欄

上下水道課受付		年 月 日		受 付 番 号		第 ー 号		
完 成 年 月 日		年 月 日		水 栓 番 号				
	上下 水道 課長	課長 補佐	主査	主査	主任	係	量水器番号	道路占用
審査								☐ 国 道 ☐ アスファルト舗装 ☐ 県 道 ☐ コンクリート舗装
検査							量水器有効年月	☐ 市 道 ☐ 砂利道 ☐ その他()

様式第2号―1(条例第7条第2項関係)(第2条関係)

給水装置工事施行審査申請書

年 月 日

能美市公営企業管理者
能 美 市 長 あて

登録番号 第 号(電話番号)
申 請 者 住所
(施工業者)
氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の所在地名〕
称及び代表者の氏名

能美市給水条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。
又、この工事に係る公道分(量水器ボックスまで)の施工については、1年間責任をもつて現場管理いたします。

工 事 種 別	新設 改造 撤去 (屋内のみ)
給水装置の設置場所	能美市
工 事 主 住 所	
工 事 主 氏 名	
工事に従事する給水装置主任技術者の氏名	
設 計 図	別紙のとおり

様式第2号—2(条例第7条第2項関係)(第2条関係)

材料使用調書及び工事負担金明細

使 用 材 料 調 書(配水管取付から2次止水栓取付まで)						
材 料 名 称	製 造 者	規 格 寸 法	数 量	単 位	支給材料のみ記入	
					単 価	金 額
計 ①						
舗 装 復 旧	復 旧 種 別	規 格 寸 法	数 量	単 位	本復旧のみ記入	
					単 価	金 額
仮 復 旧				m ²		
				m ²		
				m ²		
本 復 旧				m ²		円
				m ²		円
				m ²		円
計 ②						円
手 数 料	設 計 審 査					円
	完 成 検 査					円
計 ③						円
分 担 金 (加 入 金)	口 径	件 数	1件当たり	消 費 税	金 額	
	mm		円	円	円	
	mm		円	円	円	
	mm		円	円	円	
計 ④						円
合 計 ⑤= ①+②+③+④						円

様式第2号—3(条例第7条第2項関係)(第2条関係)
給 水 装 置 工 事 設 計 図

敷地全体に対する量水器位置、止水栓位置及び設置後付近状況 (固定目標から3点位置を記入すること。)
付近見取図(詳しく記入すること。)

様式第2号—4(条例第7条第2項関係)(第2条関係)
給 水 装 置 工 事 設 計 図

給水装置配管平面図 縮尺 1／

公道分断面図及び仮復旧幅

様式第2号—5(条例第7条第2項関係)(第2条関係)
給 水 装 置 工 事 設 計 図



様式第2号—6(条例第7条第2項関係)(第2条関係)

給水装置工事施行許可通知書

年 月 日

様

能美市土木部上下水道課
(公印省略)

次の給水装置工事について許可する。

受付年月日	年 月 日
受 付 番 号	第 一 号
申請者氏名	
設 置 場 所	能美市
許 可 条 件	・ 能美市給水装置工事指針に従い施工すること。 ・ 配水管断水の場合は上下水道課の指示に従うこと。 ・ 公道分(給水装置含む)については、舗装本復旧までの約1年間は責任をもって現場管理すること。 ・ 別紙記載のとおり。

様式第3号(条例第5条第2項関係)(第3条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

利 害 関 係 人 同 意 書

能美市水道事業給水条例第5条第2項の規定により、利害関係人として次の工事に同意し、今後この給水装置の維持管理並びに使用に関し、一切異議を申しません。

当 該 給 水 装 置 工 事	申 込 者 住 所	
	申 込 者 氏 名	㊦
	設 置 場 所	能美市 番

既 設 給 水 装 置 所 有 者	設 置 場 所	能美市 番
	所 有 者 住 所	番地
	所 有 者 氏 名	㊦
土 地 所 有 者	住 所	番地
	氏 名	㊦
家 屋 所 有 者	住 所	番地
	氏 名	㊦
農 管 理 道 者	住 所	番地
	氏 名	㊦

備 考

- 1 分岐の場合は水量、水圧の低下に注意

様式第4号(条例第5条第2項関係)(第3条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

誓 約 書

給水装置工事申込者 住 所

氏 名 印

この度、能美市 に設置を予定している給水装置工事については、能美市水道事業給水条例第5条第2項並びに能美市水道事業給水条例施行規程第3条第3項及び第4項の規定により、民法第213条の2第3項の通知を行ったことを誓約します。
また、利害関係者との間に紛争が生じないよう努めるとともに、紛争が生じた場合は私が責任をもって解決します。

様式第5号―1(条例第7条第2項関係)(第5条関係)

給 水 装 置 工 事 完 成 届

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名〕

給水装置工事が完成しましたので届け出ます。

工 事 番 号	第 一 号	工 事 種 別	新 設 改 造 撤 去
工 事 主 氏 名			
設 置 場 所	能美市 番		
施工通知年月日	年 月 日		
着 工 年 月 日	年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
道 路 使 用 許 可	第 号 年 月 日		
添 付 書 類	工事写真 枚 図面 部		
量 水 器 取 付	有 無 口径 mm(有効年月 年 月) 指示数 m ³		
サドル分水栓 型 給水管口径 mm 量水器口径 mm 量水器管 型			

様式第5号—2(条例第7条第2項関係)(第5条関係)

材料使用調書及び工事負担金明細

使 用 材 料 調 書(配水管取付から量水器取付まで)						
材 料 名 称	製 造 者	規 格 寸 法	数 量	単 位	支給材料のみ記入	
					単 価	金 額
計 ①			円			
舗 装 復 旧	復 旧 種 別	規 格 寸 法	数 量	単 位	本復旧のみ記入	
					単 価	金 額
仮 復 旧				m ²		
				m ²		
				m ²		
本 復 旧				m ²		円
				m ²		円
				m ²		円
計 ②			円			
手 数 料	設 計 審 査		円			
	工 事 検 査		円			
計 ③			円			
分 担 金 (加入金)	口 径	件 数	1 件 当 た り	消 費 税	金 額	
	mm		円	円	円	
	mm		円	円	円	
	mm		円	円	円	
計 ④			円			
合 計 ⑤= ①+②+③+④			円			

様式第5号—3(条例第7条第2項関係)(第5条関係)

給 水 装 置 工 事 完 成 図

敷地全体に対する量水器位置、止水栓位置及び設置後付近状況 (固定目標から3点位置を記入すること。)
付近見取図(詳しく記入すること。)

様式第5号—4(条例第7条第2項関係)(第5条関係)

給 水 装 置 工 事 完 成 図

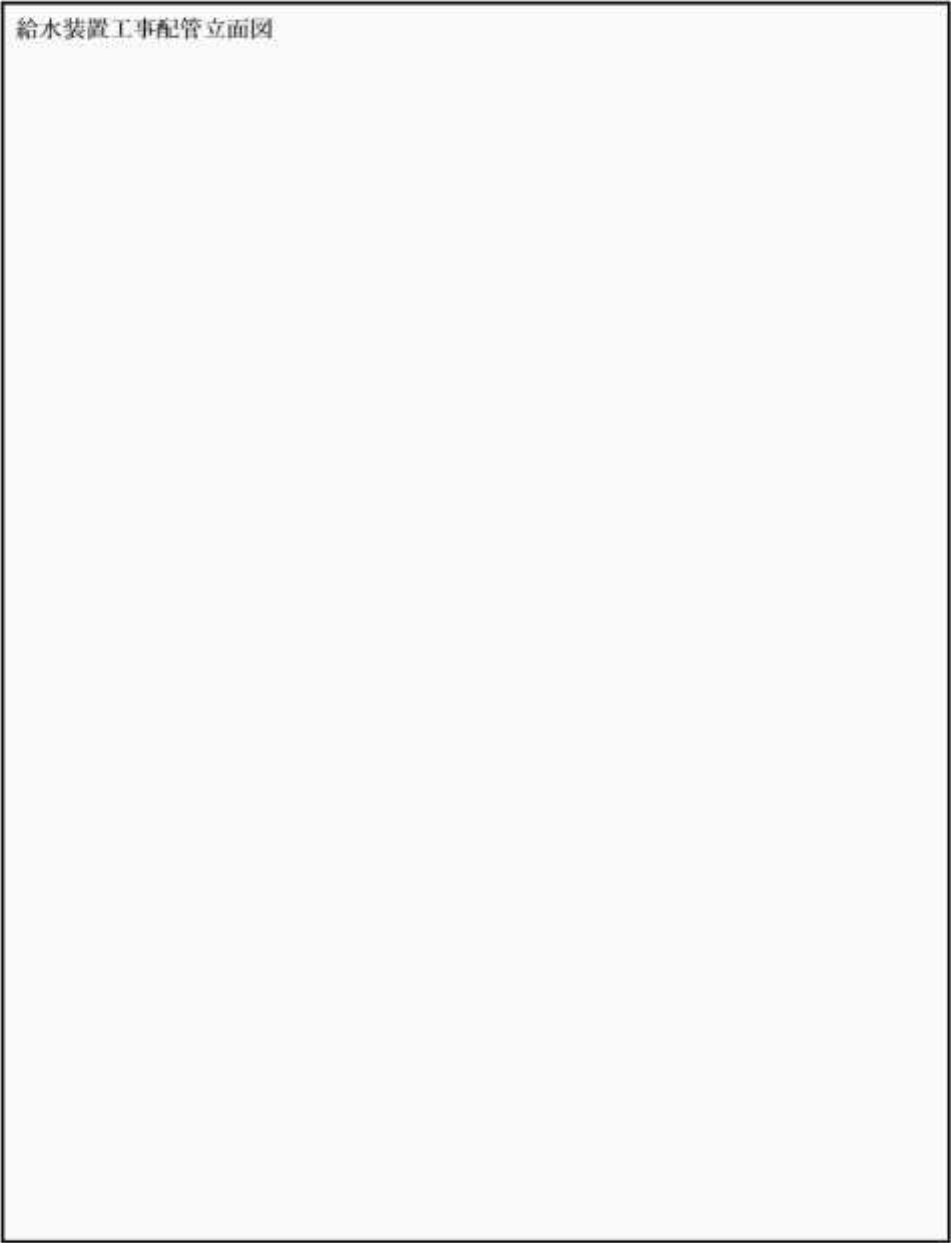
給水装置配管平面図 縮尺 1/

公道分断面図及び仮復旧幅

様式第5号—5(条例第7条第2項関係)(第5条関係)

給 水 装 置 工 事 完 成 図

給水装置工事配管立面図



様式第5号—6(条例第7条第2項関係)(第5条関係)

公道分検査成績表

年 月 日

能美市公営企業管理者

能美市長 あて

施工業者名

主任技術者氏名

給水申請受付番号 第 号

次の検査を完了しましたので報告します。

(施工範囲を確認)

検査項目	主	検	検査の内容
路面復旧			公道の復旧は良いか。
			現場の清掃は良いか。
水道メーター メーター止水栓			水道メーターは逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。
			検針、取替に支障がないこと。
			止水栓は逆付け及び傾きがなく、操作に支障がないこと。
埋設深さ			所定の深さが確保されていること。
管延長			竣工図面と整合すること。
きょう類			傾きがでないこと。及び設置基準に適合すること。
止水栓			スピンドルがボックスの中で操作しやすい位置にあること。
ロケーティングワイヤー			所定の設置がなされているか。
耐圧試験			試験水圧、0.75Mpa 10分以上、漏水及び抜けなどがないことを確認すること。

(検査結果表示 良○ 不良× 主=主任技術者 検=市検査員)

耐圧試験データシート添付(確実に糊付けすること。)

様式第5号—7(条例第7条第2項関係)(第5条関係)

工 事 完 成 検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

様

能美市公営企業管理者
能美市長
(公印省略)

次の工事の完成検査の結果を通知します。

工 事 主 氏 名	
設 置 場 所	能美市番
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	

様式第6号(条例第13条関係)(第6条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

給 水 契 約 申 込 書

水道を使用したいので、能美市水道事業給水条例第13条の規定に基づき次のとおり申請します。なお、能美市水道事業給水条例第32条の規定に基づき料金等の支払に遅滞が生じた場合には、予告後、給水の停止を受けても異議は申しません。

申 請 者 (所 有 者)	住 所	〒 ー 電話番号 ー		
	氏 名			
使 用 者 (料 金 支 払 者)	住 所	〒 ー 電話番号 ー		
	氏 名			
設 置 場 所	能美市 番			
量 水 器 口 径	mm			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日予定			
受 水 槽 の 有 無	有・無(容量 m³)	下水道の有無	有・無	
料 金 支 払 方 法	☐ 直接納入 ☐ 口座振替			
量 水 器 保 管 証	市が貸与する量水器は、給水条例第16条第3項に基づき細心の注意をもって管理します。また条例第16条第4項に基づき過失による破損や自己の理由による移設、不適切な管理による工事に要する費用は、全額負担します。			

※ 事 務 処 理 欄	受 付	第 号 年 月 日
	台 帳 番 号	ー
	開 始 年 月 日	年 月 日
	指 示 数	m³ 量水器番号 ー

備 考 ※欄は記入しないこと。

様式第7号(第7条、第11条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

給 水 装 置 代 理 人 届

給水装置所有者の代理人を(選任・解任)したので、能美市水道事業給水条例第14条の規定に基づき次のとおり届出をします。

給 水 装 置 設 置 場 所		能美市	番
給 水 装 置 所 有 者	住 所	(電話番号)	
	氏 名		
代 理 人	住 所	(電話番号)	
	氏 名		
選 任 ・ 解 任 年 月 日		年 月 日	
備 考			

※事 務 処 理 欄	受 付	第 号 年 月 日
	台 帳 番 号	
	備 考	

備 考
1 ※欄は記入しないこと。

様式第8号(第8条、第11条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

給 水 装 置 管 理 人 届

給水装置所有者の管理人を(選任・解任)したので、能美市水道事業給水条例第15条の規定に基づき次のとおり届出をします。

給 水 装 置 設 置 場 所		能美市	番
給 水 装 置 所 有 者	住 所	(電話番号)	
	氏 名		
管 理 人	住 所	(電話番号)	
	氏 名		
選 任 ・ 解 任 年 月 日		年 月 日	
備 考			

※ 事 務 処 理 欄	受 付	第 号 年 月 日
	台 帳 番 号	
	備 考	

備 考
1 ※欄は記入しないこと。

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

水道使用開始・中止届

水道の使用を(開始・中止)したいので、能美市水道事業給水条例第17条第1項第1号の規定に基づき次のとおり届出をします。

給水装置設置場所		能美市	町	番
使用者 (料金支払者)	住所	〒 — (電話番号)		
	フリガナ 氏 名			
給水装置 所有者	住所	(電話番号)		
	氏 名			
代理人 (管理人)	住所	(電話番号)		
	氏 名			
料金支払方法		☐ 直接納入 ☐ 口座振替		
開栓手数料		2,000円		
予 定 日		年 月 日		

※事務 処理 欄	受 付	第 号 年 月 日
	台 帳 番 号	
	開始・中止年月日	年 月 日
	指 示 数	㎥ 量水器番号 —

備 考
1 ※欄は記入しないこと。

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

消 火 栓 使 用 届

消防演習のため、消火栓を使用したいので、能美市水道事業給水条例第17条第1項第2号の規定に基づき次のとおり届出をします。

申 請 者	住 所	(電話番号)
	氏 名	
消 火 栓 所 在 地		能美市 番地先
使 用 予 定 日 時		年 月 日 時 ~ 時
備 考		

※ 事 務 処 理 欄	受 付	第 号 年 月 日
	使 用 日 時	年 月 日 時 ~ 時
	備 考	

備 考
1 ※欄は記入しないこと。

様式第11号(第11条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

水道使用者変更届

水道使用者の変更をしたので、能美市水道事業給水条例第17条第1項第3号の規定に基づき次のとおり届出をします。

給水装置設置場所		能美市	番
新使用者	住所	(電話番号)	
	フリガナ氏名		
旧使用者	住所	(電話番号)	
	氏名		
給水装置所有者	住所	(電話番号)	
	氏名		
料金支払方法		☐ 直接納入	☐ 口座振替
変更年月日		年 月 日	

※事務処理欄	受付	第 号 年 月 日
	台帳番号	
	備考	

備考
1 ※欄は記入しないこと。

様式第12号(第11条関係)

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

給水装置の所有者の変更をしたので、能美市水道事業給水条例第17条第1項第4号の規定に基づき次のとおり届出をします。

給 水 装 置 設 置 場 所		能美市	番
新 所 有 者	住 所	(電話番号)	
	フリガナ氏名		
旧 所 有 者	住 所	(電話番号)	
	氏 名		
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考			

※事務処理欄	受 付	第 号 年 月 日
	台 帳 番 号	
	備 考	

備 考
1 ※欄は記入しないこと。

様式第13号(第15条関係)

水道料金等減免申請書

年 月 日

能美市公営企業管理者
能美市長 あて

住所
申請者
氏名

能美市水道事業給水条例第29条及び能美市公共下水道条例第28条の規定により、(水道料金・下水道使用料・手数料)の(軽減・免除)を受けたいので申請します。

給水装置 排水設備 使用(所有者)	設置住所	能美市 番	
	氏 名		
	電 話	() —	
減 免 対 象	水道料金 下水道使用料	月分～ 月分	円
	手 数 料 名		円
【減免理由】			
修 理 施 工 者 証 明 欄 (料金減免申請時)	当該給水装置場所において、修繕工事を行い、完了したことを証明する。 年 月 日 修理施工者 住所 氏名 電話 () —		
	修理完了日	年 月 日	減 免 の 原 因
	量水器番号		不表現漏水(地下、床下、壁中) 災害、凍結
	完了時指針		

様式第14号(第15条関係)

年 月 日
第 号

様

能美市公営企業管理者
能美市長 

水道料金等減免決定通知書

年 月 日付で申請のあった水道料金等減免申請について、能美市水道事業給水条例第29条及び能美市公共下水道条例第28条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

減 免 額						円
減免額の振込先	銀行・信用金庫 農協			支店 支所		
	口座番号 普通・当座					
	口 座 名 義					
振込予定日	年 月 日					
手数料減免	手数料名	減 免 額			円	
水道料金減免対象月水量		前年同月 (年平均) 水 量	差分水量 (漏水分)	左記の料金 (消費税込)	減 免 額 (左記の1/2)	
内 訳	年 月分				円	
	年 月分				円	
	年 月分				円	
	計				円	
減免額＝(差分水量×使用量料金×(1＋消費税率))÷2 ※水道料金減免額の最高限度額50,000円						
下水道使用料減免対象月水量		前年同月 水 量	差分水量	減免水量	減 免 額 (消費税込)	
内 訳	年 月分				円	
	年 月分				円	
	年 月分				円	
	計				円	
減免額＝減免水量×超過使用料×(1＋消費税率)						

様式第15号(第16条関係)

年 月 日

_____様

能美市公営企業管理者
能美市長 印

告 知 書

能美市水道事業給水条例第32条及び第33条の規定に基づき、 年 月 日(給水の停止・給水管の切り離し)の処置を行います。

[理 由]

なお、本件処置について疑義ある場合は、能美市土木部上下水道課(電話番号)へお問い合わせください。

様式第16号(第17条関係)

第 号

能 美 市 土 木 部 職 員 証

職 氏 名

生年月日 年 月 日生

有効期間 年 月 日～ 年 月 日

能美市長 印